

設事務所長 飯田建設事務所長」を「佐久建設事務所長 上田建設事務所長 飯田建設事務所長」に、

「 飯田保健所長以外の保健所長
上田保健所、飯田保健所、松本保健所及び長野保健所の次長 」を

「 飯田保健福祉事務所長以外の保健福祉事務所長
保健福祉事務所副所長
上田保健福祉事務所、飯田保健福祉事務所、松本保健福祉事務所及び長野保健福祉事務所の総務課長 」に、

「 農業大学校事務局長
病害虫防除所長 」を「 | 農業大学校事務局長 | 」に、

「 | 農業総合試験場の管理部長、企画調整部長及び研究技監 | 」を
「 | 農業試験場の管理部長、企画経営部長及び研究技監
野菜花き試験場の研究技監 | 」に、

「上田建設事務所長、」を「佐久建設事務所長、上田建設事務所長、」に、「上田建設事務所、」を「佐久建設事務所、上田建設事

務所、」に、「 | 企画幹
| 税務専門調査幹
| 収納推進幹 | 」を「 | 企画幹 | 」に、

「 上田保健所、飯田保健所、松本保健所及び長野保健所以外の保健所の次長
松本保健所の課長 」を

「 上田保健福祉事務所、飯田保健福祉事務所、松本保健福祉事務所及び長野保健福祉事務所以外の保健福祉事務所の総務課長
松本保健福祉事務所の総務課長以外の課長
長野保健福祉事務所の検査課長 」に、

「 須坂看護専門学校副校長
阿南介護老人保健施設所長 」を

「 | 須坂看護専門学校副校長 | 」に、「及び農業総合試験場」を
「、農業試験場及び野菜花き試験場」に、

「 農業総合試験場経営情報部長
野菜花き試験場の管理部長及び支場長
畜産試験場管理部長
中信農業試験場管理部長 」を

「 野菜花き試験場の管理部長及び佐久支場長
畜産試験場管理部長 」に、

「 | 林業総合センターの管理部長 | 」を
「 | 林業総合センターの管理部長及び指導部長 | 」に、
「 | 下伊那南部建設事務所長 | 」を

「 佐久建設事務所佐久北部事務所長
北信建設事務所中野事務所長
北信建設事務所飯山事務所長
下伊那南部建設事務所長 」に、

「 | 農業総合試験場の管理部長、企画調整部長及び経営情報部長以外の部長
農事試験場の部長 | 」を

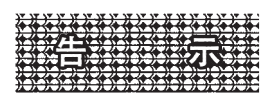
「 | 農業試験場の管理部長及び企画経営部長以外の部長 | 」に、
「 | 野菜花き試験場の管理部長以外の部長 | 」を
「 | 野菜花き試験場の管理部長以外の部長及び北信支場の部長 | 」

に、「 | 中信農業試験場の管理部長以外の部長
南信農業試験場の管理部長以外の部長 | 」を

「 | 南信農業試験場栽培部長 | 」に改める。

附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第338号

海外引揚者等援護事業補助金交付要綱（昭和48年長野県告示第236号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県知事 村 井 仁

第9中「地方事務所」を「保健福祉事務所」に改める。

地域福祉課